

「いじめを見逃さない」長野県を目指して

長野県教育委員会

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたものの、「いじめ」と聞いて思い浮かべるイメージは、いまだ人によって様々であるため、いじめに対する共通認識の形成を図ることは非常に難しい。

そのため、本年度の「第1回県と市町村との総合教育懇談会」において、**県と市町村がいじめの現状を理解し、共通の認識に立って、いじめ問題への取組を進めるための意見交換を行った。**

1 「第1回県と市町村との総合教育懇談会（30.5.29）」における意見交換の結果

- 共通の認識として確認されたこと

◆いじめの積極的な認知は重要（認知件数の増加に対する肯定的評価）

- さらに協議が必要とされたこと

◆いじめを認知したあとの適切な対処はどうあるべきか

➢認知したいじめをどのように解決していくのか

◆学校以外でのいじめにどう対応するのか

➢地域におけるいじめ認知の促進

➢地域を巻き込んだいじめの解決

「長野県いじめ問題対策連絡協議会」での協議へ

福祉と教育の連携を促進

➢地域を巻き込んだいじめの認知と解決へ

・SSWの配置の見直し 等

2 「長野県いじめ問題対策連絡協議会」の協議結果

- 第1回長野県いじめ問題対策連絡協議会（H30.7.12）

◆いじめを積極的に認知していくには？

◆認知したいじめへの対処方法は？

教職員の共通認識を形成するために、これまでの議論をまとめた「**新たな研修資料**」を作成することを決定

- 第2回長野県いじめ問題対策連絡協議会（H30.9.25）

「**新たな研修資料**」の具体的な内容を検討

- ・（事務局から研修資料案を提示・協議）

研修資料「いじめの問題に関するQ&A」（抜粋）

Q いじめはどの学校でも必ず起こるものでしょうか？

➢A 「どこの学校でも、どのクラスでも起こりうる」とされています。

Q どんなささいないじめでも、一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならないのでしょうか？

そんな事案まで大人が解決したら、子どもの自己解決力が育たないのではないのでしょうか。

➢A いじめを認知したら、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談。そのうえでケースに応じた適切な対処を。ささいないじめから自殺等の重大な事態に至ることもあります。

❖**今月中に、新たな研修資料「いじめの問題に関するQ&A」を県内全ての学校（小・中・高・特支）に発出予定**
➢**県内の全ての教職員を対象にいじめに関する研修を実施（年度内を目標）**

※）同研修資料を県政出前講座や各種研修講座等でも活用

→地域や保護者のいじめ認知に対する理解も促進

「**いじめの認知件数＝子どもたちが発するSOSの認知件数**」という共通認識を学校・地域で醸成

➢**いじめ問題に対する取組を積極的に推進**